

# 保険・年金 フォーカス

## 年金改革ウォッチ:2013年5月

～ポイント解説:主婦年金問題から「厳格さと寛容さのバランス」を考える

年金総合研究センター 主任研究員 中嶋 邦夫  
(03)3512-1859 nakasima@nli-research.co.jp

### 1 —— 先月までの動き

社会保障審議会では、年金部会をはじめとして、多くの部会や専門委員会が開かれました。社会保障制度改革国民会議では、医療・介護分野について集中的な意見交換が行われ、年金分野の議論は行われませんでした。

○2013年4月1日 社会保障審議会 年金部会（第14回）

テーマ 厚生年金保険法等の一部改正案について、専門委員会設置について 等

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002yp8h.html>（配付資料）

○2013年4月15日 社会保障審議会 日本年金機構評価部会（第19回）

テーマ 平成24事業年度の業務実績に関する評価の進め方について 等

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002zv4f.html>（配付資料）

○2013年4月15日 年金業務監視委員会（平成25年度第1回）

テーマ 厚労省・日本年金機構からのヒアリング（年金記録訂正に係る時効特例給付について）

URL [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/nenkinkanshi/73102.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/nenkinkanshi/73102.html)（会議資料）

○2013年4月16日 社会保障審議会 年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会（第10回）

テーマ 日本経済の成長等に関する有識者からのヒアリング、労働力需給推計について

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002zy74.html>（配付資料）

○2013年4月24日 社会保障審議会 年金記録問題に関する特別委員会（第2回）

テーマ 年金記録訂正に係る時効特例給付について、「ねんきんネット」について ほか

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000030r3k.html>（配付資料）

## 2 — ポイント解説：主婦年金問題から「厳格さと寛容さのバランス」を考える

先月の社会保障審議会年金部会では、今国会に提出された年金改正法案の概要が紹介されました。以下では、法案に盛り込まれた改正点のうち、いわゆる主婦年金問題への対応について解説します。この対応は、年金問題全般に共通する「厳格さと寛容さのバランス」を考える材料として重要です。

### 1 | 主婦年金問題とは

いわゆる主婦年金問題とは、夫の退職を機に国民年金の保険料を納めることになった主婦が、届出を怠ったために保険料を納めず、中には相当する年金を受け取っている人もいた、という問題です。

公的年金の加入者は、働き方等によって第1～3号の被保険者に分類されます。会社員や公務員の被扶養配偶者(主に専業主婦)は第3号被保険者となり、本人は保険料を納める必要がありません。しかし、扶養者(主に夫)が退職して自営業者や無職になると、被扶養配偶者は自ら届け出て第1号被保険者となり、国民年金保険料を納める必要があります。

届出を怠ると、本来は第1号被保険者なのに年金記録上は第3号被保険者、という不整合な状態になります(このため、主婦年金問題は「第3号被保険者の記録不整合問題」とも呼ばれます)。不整合を放置し続けた結果、本来は納めるべき保険料を納めないまま、年金を受け取っていた人もいました。

### 2 | 対応策の変更

この問題へは、当初は寛容な対応が行われましたが、世論の反対を受けて厳格に対応することになりました。その厳格な対応のため、今回の法案が提出されています。

当初の対応は、過去の不整合には目をつぶる内容でした。これは、届出が行われなかった一因は政府の対応不足にある、約50万人に及ぶ不整合者に保険料の追加徴収や記録の訂正を行うのは困難、受給中の不整合者(前述の約50万人のうち約5万人)の年金を減額するのは影響が大きい、などの理由からでした。しかし、すでに記録の訂正を行った方が約120万人いたため、当初の対応はきちんと訂正した方と比べて不公平だという世論が盛り上がりました。

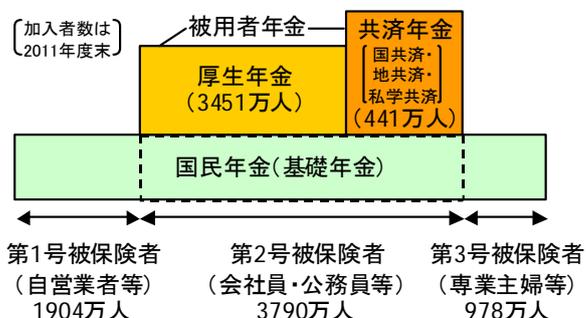
そこで、不整合記録を訂正して年金額を適正化(減額)することを基本としつつ、特例的な保険料の追納を認めたり、減額は1割を限度にするなどの配慮も加えて対応することになりました。法案が成立すれば、公布の1年9か月後には特例追納(3年間限定)の受付が開始される予定です。

そこで、不整合記録を訂正して年金額を適正化(減額)することを基本としつつ、特例的な保険料の追納を認めたり、減額は1割を限度にするなどの配慮も加えて対応することになりました。法案が成立すれば、公布の1年9か月後には特例追納(3年間限定)の受付が開始される予定です。

### 3 | 厳格さと寛容さのバランス

主婦年金問題からは、働き方と被保険者種別のあり方や年金記録管理のあり方など、年金制度の具体的な課題が浮かび上がってきます。それに加えて、より広い問題である「厳格さと寛容さのバランス」を考える材料になると思われます。例えば、現役時代に非正規労働者だった方の老後保障を検討する際には、このバランスが大きな論点となるでしょう。また、年金部会では、厳格さを追求すると行政コストがかかるという指摘もありました。今回の顛末を踏まえた今後の議論が注目されます。

図表1 公的年金制度の被保険者分類



図表2 主婦年金問題への対応の経緯

2009年11月	問題の存在が判明
2010年3月	寛容な対策の方針が決定
2011年1月	寛容な対策(運用3号)を開始 国会等で批判が相次ぐ
3月	寛容な対策(運用3号)を廃止
11月	厳正な対策の法案を国会提出
2012年11月	衆議院解散で法案が廃案に
2013年4月	法案を再提出(実施の早期化)